



無許可変更により **警告**を受ける事案 が発生しています。

危険物施設の位置、構造又は設備を変更する場合、事前に許可を受ける必要があります。

消防法第11条 製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所ごとに、次の各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ、当該各号に定める者の許可を受けなければならない。製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しようとする者も、同様とする。



事例
1

工場の定期改修の日程は決まっていたが、工事の詳細が直前まで決まらず許可を受けことなく改修工事を行った。



事例
2

配管の腐食を発見し修理をすることになったが少しだけの取り換えなので許可を受けことなく改修工事を行った。



危険物施設の位置、構造又は設備を変更する際は必ず予防課に相談してください。



福山地区消防組合

予防課
TEL084-928-1192